

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （Web検査【受注者希望型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### （本業務の特記仕様事項）

**第11条** 本業務は、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月改訂版）」（以下、マニュアル）に基づき、海岸保全施設の土木構造物の長寿命化計画の策定（更新）を行うものである。業務内容については、次のとおりとする。

##### 1) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、実施方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

## 2) 資料収集整理

前回の長寿命化計画及び計画策定後に実施した工事等、関連資料について情報収集し、整理する。

## 3) 一次点検

マニュアルに基づき、防護施設に影響を及ぼす施設の変状（天端高の不足、ひび割れ、ブロックの移動・散乱等）の有無を把握する。陸上からの目視による方法を基本とするが、現地状況に応じてカメラの使用等、目視に準ずる方法も認める。

## 4) 二次点検

一次点検により抽出された箇所を対象に、部材毎、離岸堤等においては施設ごとに詳細な変状を把握する。

点検方法は、新技術を活用した詳細調査を導入するものとし、沖合施設ではUAV搭載型グリーンレーザによる3次元計測を、陸域施設ではUAV搭載型カメラ撮影による3次元点群測量を、それぞれ想定している。また、現場状況に応じて、その他の新技術や従来通りの近接目視、計測、潜水調査等を追加する場合は、監督員と協議の上、了承を得ること。

なお、二次点検で必ず実施する点検項目のうち、一次点検と合わせて実施することが効果的である場合は、一次点検時に行ってもよい。

## 5) 点検シート整理

マニュアルに基づき、定期点検シートを作成し、変状ランク等を整理する。

## 6) 健全度評価

変状及び変状ランクを踏まえ、一定区間毎に、対象施設の防護機能について、A、B、C、Dランクで総合的に評価する。

## 7) 点検に関する計画の更新

健全度評価結果を踏まえ、巡視（パトロール）や定期点検等における点検項目、対象、実施時期及び重点点検箇所等について検討し、点検計画を更新する。

## 8) 修繕等に関する計画の更新

健全度評価結果に加え、背後地の重要度等を勘案し、修繕等の方法や実施時期等を計画する。

なお、対策工法の選定は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえるものとする。複数の対策工法がある場合には、防護・利用・環境等の便益を考慮したうえで、ライフサイクルコストの観点から最適な工法を採用する。また、新技術・新工法の適用性についても検討するものとする。

## 9) 長寿命化計画の更新

海岸保全基本計画や健全度評価の結果を踏まえ、長寿命化計画を更新する。検討の際には、ライフサイクルコストを削減するとともに、各年の点検・修繕等に要する費用を平準化することを目標とする。

## 10) 照査

現地状況・基礎情報の収集等の確認、点検結果が適切に計画に反映されているかの照査、概算工事費の適切性・整合性の照査等を行う。

## 11) 報告書作成

前述までの作業方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。提出する成果は次のとおりとする。

①紙媒体（A4チューブファイル綴じ）：2部

②電子成果品：正1部、副2部

## 12) 打合せ

中間打合せの回数は2回を見込んでいる。